

令和8年9月28日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

第363会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
30	非常用発電機用軽油地下タンク解放清掃	陸上自衛隊相浦駐屯	9.2.26	8.9.29	8.10.7 0900	8.10.7 0900	無	
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所等、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒858-8555
長崎県佐世保市大湊町678番地
陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班（担当：齊藤）
TEL 0956-47-2166（2887）
FAX 0956-34-1177（直通）
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6C10P00310		6SRM1AL0142 0001					
品名 または 件名							
非常用発電機用軽油地下タンク解放清掃							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊 相浦駐屯地			陸上自衛隊 相浦駐屯地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
受電所 眞浦技官（内線２３７５）			令和9年2月26日（金）				

- 2 契約条項を示す場所
陸上自衛隊 会計隊事務室
- 3 説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
提出日時場所：令和8年10月7日（水）9時00分 会計隊 事務室
- 4 決定方式及び契約方式
決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

- 5 注意事項
- (1) 見積書について
- ア 見積書の提出はFAX、郵送、メールいずれも可能です。FAX等の場合、原本の提出は不要です。
- イ 各種手続きについては、当隊の「入札及び契約心得」によります。
- ウ 見積不能の場合は、見積書に辞退の旨を記入して返送ください。
- (2) 市価調査書について
- ア 令和8年10月7日（火）9時00分までに極力提出してください。
- イ 価格は御社の店頭価格や一般流通価格等を記入ください。
- (3) 注意事項
- ア 見積書には、住所、会社名（組合名）、代表者役職、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印してください。
- 押印を省略する場合は、担当者名（フルネーム）及び連絡先を記入ください。
- イ 「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の見積は無効とします。
- (4) 問い合わせ先
- 〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- TEL 0956-47-2166
- FAX 0956-34-1177（直通）
- メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見積に関する事項：第363会計隊契約班 齊藤 内線2887
製品及び仕様書に関する事項：搬入場所（品目等内訳書）参照

仕 様 書

- 1 役務件名：非常用発電機用軽油地下タンク解放清掃
- 2 役務場所：長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- 3 役務期間：契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

4 役務概要

- (1) 法令に基づき発電機用地下埋設タンクの清掃を実施する。
- (2) 細部実施項目は下記のとおりとする。

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
非常用発電機用軽油地下 タンク解放清掃		1 式	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書及び同解説（電気設備）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は役務に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・役務工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の役務に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、役務完了後速やかに現像し、A 4 判アルバム（プリント可）に整理のうえ 1 部提出すること。
- (6) 役務実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 役務実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 役務実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本役務に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、J I S 又は J A S マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
 - ア 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - イ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ウ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (10) 役務業務に必要な電気・水については官給しないものとするが、監督官との協議により国の施設から使用する場合はすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (11) 駐屯地の出入門時間は、8 時 3 0 分～1 8 時 0 0 分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。

- (12) 本役務で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を官側に提出するものとする。
- (13) 本役務は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。
- (16) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項 ※[]内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

- (1) 本役務作業については下記のとおりとする。

ア タンク内の残量は、監督官立ち合いのもと指示する高さまでふき取り、タンクローリーに保管し清掃後タンク内に戻す。

イ マンホールを開放し、堆積スラッチ・水・錆をバキューム車にて回収する。

ウ タンク内の付着物を除去し、ウエス等により拭き上げを実地すること。

- (2) 点検に必要なバルブ操作は、監督官立ち合いのもと実施すること。

- (3) 作業により発生した廃油は適正に処分し、マニフェストを提出すること。

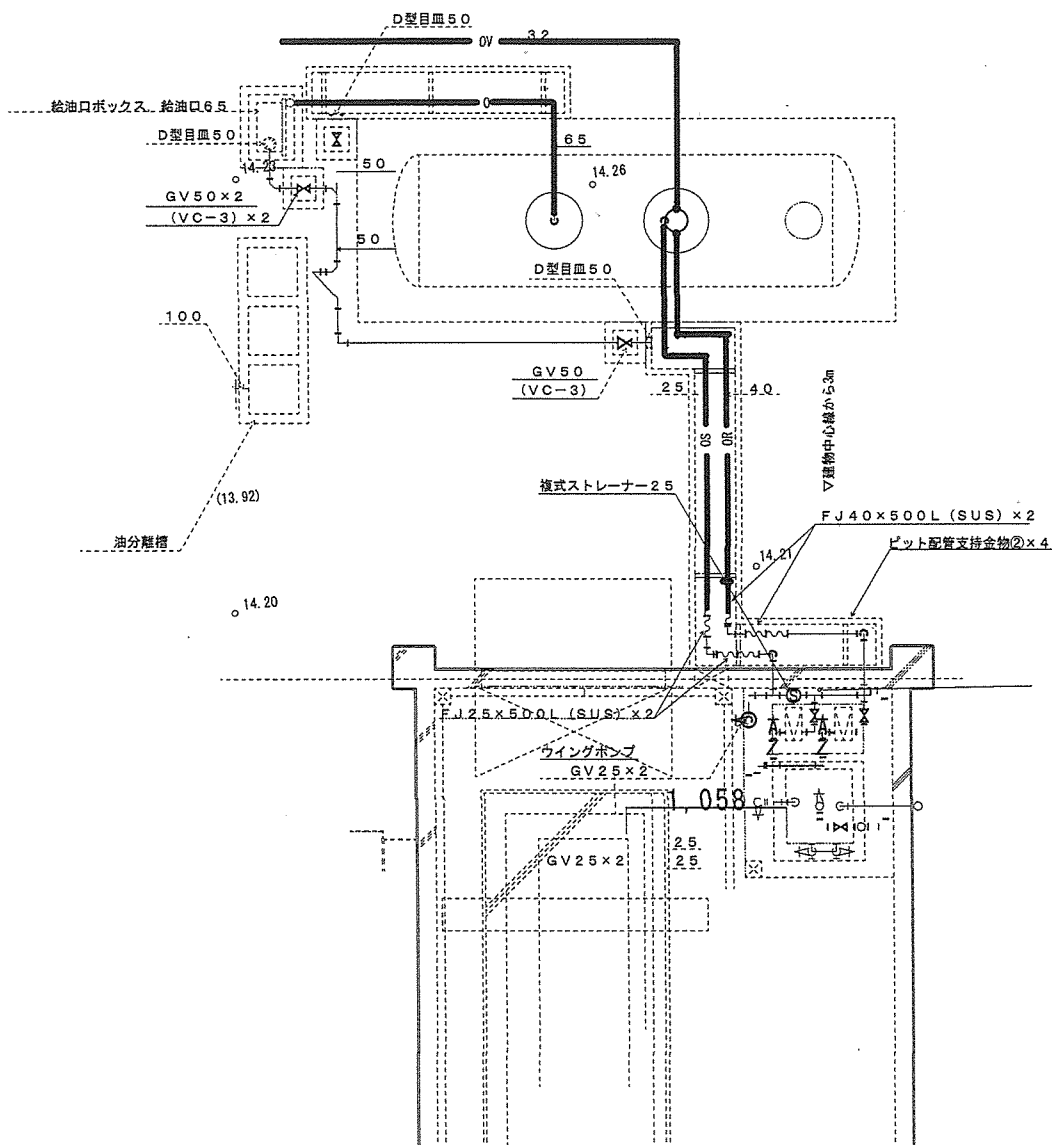
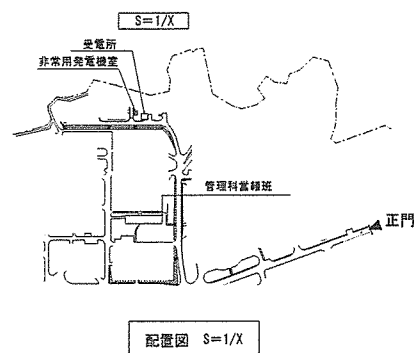
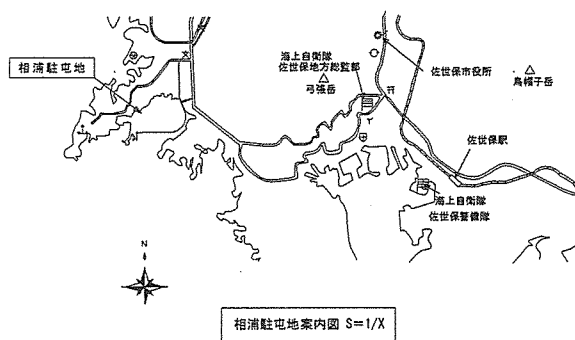
7 提出書類

- (1) 種類・部数

ア 工程表	1 部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1 部（契約後すみやかに）
ウ 工事打合簿、工事日誌	1 部（その都度）
エ 作業写真	1 部（工事完了後すみやかに）
オ 工事内訳明細書	1 部（契約後すみやかに）
カ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し	1 部（処分完了後速やかに）
キ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写し	1 部（契約後すみやかに）
ク 各種報告書、試験成績書等	1 部（工事完了後すみやかに）
ケ その他指示された書類（その都度）	

- (2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。



非常用発電機室及びタンク配管図 S=1/X